

情報公開用

平成25年度第1回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成25年度第1回江戸川区都市計画審議会

日 時：平成25年11月26日（火）午後3時00分より午後3時27分

場 所：江戸川区役所西棟4階第一委員会室

出席者：委 員 有田智一、岩楯重治、上野操、大濱曠、大村謙二郎、金井敏行、川瀬泰徳、  
久保田清、小久保晴行、佐藤淳一、瀬端勇、高橋輝行、田口浩、田島弘資、  
中里省三、西野博、人見哲爲、藤澤進一、本村千代三、松本勝義、水野文雄、  
森幸男、山岡新太郎、横山巖、 以上24名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、まちづくり推進課長、  
市街地開発課長、建築指導課長、施設課長、土木部長、土木部水とみどりの課長、  
土木部計画調整課長

欠席者：委 員 後関和之、谷福雄 以上2名

傍聴者：0名

議 案：1. 開会

2. 審議

諮問第1号 東京都市計画 生産緑地地区の変更について（江戸川区決定）

諮問第2号 東京都市計画公園 江戸川第2・2・67号

南小岩五丁目公園の変更について（江戸川区決定）

3. 閉会

議 事

事 務 局： 時間でございますので、開会させていただきたいと思っております。

皆様、本日はお忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまから平成25年度第1回江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は諮問2件を予定しております。ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

会議に先立ちまして、新しく就任いただきました委員の方、それから交代をいただきました委員の方について私のほうからご紹介をさせていただきます。大変恐縮でございますが、自席でお立ちいただきたいと思っております。

まず、新任の委員さんでございます。お手元に審議会委員名簿をお配りしてございますのでごらんいただければと思っております。

新任でご就任いただきました学識経験者でございますけれども、法律の分野がご専門の上野委員でございます。

上 野 委 員： よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 何か一言よろしければ、どうぞ。

上 野 委 員： ご紹介いただきました上野操でございます。私、76年前に江戸川区に生まれまして、それ以後、江戸川区からは住民票が出たことがございません。それほど江戸川区には非常にお世話になっている者でございます。職業は弁護士でございまして、四十数年来、これは日本橋のほうで法律事務所を開設してまいりましたけれども、最近一線から退きまして地元でやっております。また、中里区長さんのころから始めております江戸川区民に対する行政サービスで、無料法律相談ということをやっております。人見先生のもと、数えてみましたら40年以上区民の法律相談をやっております。そういうことで非常に区とは私はいろいろなかかわりがあります。今日はちょ

つとお顔を拝見しても、ふだんお世話になっている方々も大勢おいでになります。今までの私の専門分野を生かして役割を果たせたらと思っております。今後どうぞよろしく願いいたします。

事務局： どうもありがとうございました。

続きまして、交代をいただきました委員の皆様をご紹介します。

まず、区議会から藤澤委員でございます。

藤澤委員： 藤澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 同じく区議会から中里委員でございます。

中里委員： 中里です。よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。関係団体の代表でございますけれども、江戸川区商店街連合会会長、松本委員でございます。

松本委員： 松本です。よろしく申し上げます。

事務局： 同じく関係団体でございますけれども、東京都建築士事務所協会江戸川支部長、高橋委員でございます。

高橋委員： 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： ご紹介は以上でございます。それでは、これからの進行を会長にお願いしたいと思います。人見会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： それでは審議会の成立につきましては、審議会委員26名中、欠席2名、出席24名ということで成立しております。

議事録署名委員として、金井委員と川瀬委員のお二人にお願いいたします。

会議は公開することになっておりますけれども、傍聴者はおありでしょうか。

(「いらっしゃいません」との声あり)

会長： いないですね。それでは、配付資料の確認について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より配付資料についてご確認させていただきます。

まず、議案書でございます。事前にお送りいたしております資料1及び資料2でございます。お手元にない方がいらっしゃれば事務局からお届けをいたします。

それから、本日机上に次第、名簿、座席表をお配りしております。

配付資料については以上でございます。

会長： それでは、審議に入りたいと存じます。諮問第1号をお願いいたします。

事務局： それでは、諮問第1号につきましてご説明をさせていただきます。これから全てスクリーンのほうでご説明をいたしてまいります。どうぞスクリーンのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず諮問第1号、東京都市計画 生産緑地地区の変更について（江戸川区決定）でございます。資料1が議案書でございます。

縦覧期間でございますが、平成25年11月1日より11月15日までの2週間行いまして、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

それでは、これまでの変更の経緯並びに農地面積を示させていただいております。

生産緑地の面積でございますが、平成4年の指定以降、追加や削除を行っておりまして、現在288地区でございます。今回の変更で287地区、38.38haとなり

ます。

続きまして、変更箇所の位置図を示しております。今回の変更に当たりましては、主たる従事者の死亡、故障による削除については赤色で2地区ございます。2地区とも全部削除となります。

それから、追加でございますが、緑色で1地区ございます。この1地区は新たに追加したものでございます。

それでは、地区ごとの説明をさせていただきます。

まずは地区番号129番でございますが、丸で囲ったところでございます。こちらは全部削除でございます。位置でございますが、鹿骨6丁目地内、新中川の東側、補助288号線の南側でございます。削除面積は850㎡でございます。

続きまして、地区番号130番でございますけれども、こちらも全部削除でございます。位置につきましては先ほどのちょうど南側でございますが、同じく鹿骨6丁目地内で、新中川の東、補助288号線の南側でございます。削除面積は940㎡でございます。

最後でございますが、生産緑地を追加する地区でございます。地区番号が376番でございます。位置でございますけれども、一之江5丁目地内、環状七号線の西側、都市計画道路補助第288号線の北に位置してございます。ここは新規の生産緑地の指定箇所でございます、追加面積が1,060㎡でございます。

以上が諮問第1号でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： 諮問第1号につきまして、ご質問、ご意見がありますればどうぞ発言願います。

委員： 参考までにちょっとお教えいただきたいんですが、この新規追加というのがあります。これは大体、今までにも随分追加のものがありましたけれども、理由としてはどういう理由であったものが多かったんでしょうか。その点をちょっとお教え願えますか。

事務局： 追加でございますけれども、これまでも何回か追加指定というのがございますけれども、農業の経営状況等によって、全体を生産緑地に指定されない場合の農地がございまして、その中で今後の農業の経営見通しを立てながら、従事者の方々が新たに追加していくというケースは多々ございます。今回の場合には全く新しい新規ということで指定をしていただいております。今回の場合は特に農業委員の皆様方のいろいろな声かけをいただいて、新規追加に至ったというふうに聞いてございます。

以上です。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにございましたらどうぞ。

委員： 今回の諮問の3地区ですか、これについてはお亡くなりになったことによる削除と今の理由の新規追加ということで、それは当然やむを得ないことかなというふうに思うんですけれども、やはり1ページの宅地化農地と生産緑地の経年的な農地の減少といますか、それが比較的生産緑地については頑張って維持していただいているかなと思われるんですけれども、農地全体が減少しているということで、今日の直接の議案ではないかもわからないんですけれども、やはり江戸川区として江戸川区の農業基本構想といますか、その基本構想で一応目標を持っていると思うんですね。200

8年でしたか、10年計画で農地全体としては60haですか、六十、幾つというような。それから生産緑地としては38.08haでしたかね。そこまで維持をしていこうという目標をお持ちだったと思うんですけども、今拝見しますと緑地全体、農地全体としては、これは足すと62.50haですか。生産緑地としては38.38haということで、目標まであと0.3haぐらいかなという、私の理解が違っていれば指摘いただきたいんですけども、農業基本構想における農地、緑地の目標に照らして、2017年というと今もうそろそろ2014年になるわけですけども、あと三、四年という感じで、この目標との関係で生産緑地なり農地というのがどういうふうになるのかなという、全体でどうしても今の状況、情勢の中で減っていかざるを得ないということはあると思うんですけども、区の農業基本構想の目標との関係でこの農地の減少ということをどういうふうに見ていらっしゃるのか。それに対する何か打つ手があるのか、お考えがあるのかということをちょっと、せつかくの機会ですのでご確認させていただければと思います。

事務局：農業の農地の維持ということでございますけれども、非常に難しい問題かなというふうに認識しております。農地は都市計画上も非常に重要な土地利用だなと考えているわけでございます。毎年こういう形で生産緑地地区の変更を行ってきているわけでございますが、その間で削除ということが出てくるということでした、私ども区のほうといたしましても極力生産緑地の維持、それから今回新規地区が1地区ございましたけれども、このような形で追加していただけるように、宅地化農地をお持ちの方にも声かけをさせていただいて働きかけをさせていただきながら、農業の継続並びに農地の生産緑地への変更ということを働きかけさせていただいているところでございます。やはりこれはなかなか農業の経営等々の問題がございまして、難しいという事情はあるかなと考えてございますけれども、ただ今後も非常に重要な農地ということでございますので、引き続き少しでも面積を増やせるように努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

委員：よくわかりました。ただ、さっき指摘したように、やはり江戸川区の農業基本構想の目標からすると、もう本当にあとわずかというような状況になっていまして、その目標を維持するとか達成するためにも、何らかの農地を保全していく区としての計画とか方針とか、こういうものをやはり確立させることが必要じゃないかなと私どもは考えるんですね。農地を維持するための区の基金を募るとかつくるとか、そういうような対策がないと、ちょっとこのまま、努力されていることはよく今のお答えでもわかるんですけども、かなり厳しい状況かなというふうに思っています、その維持のための区としての方針を一緒になって考えていくとか、そういうことが必要だなというふうに意見として申し上げます。

会長：よろしいでしょうか。

委員：すみません、ちょっと同じような質問になりますけれども、本年の4月に江戸川区みどりの基本計画というのを、これはホームページからも閲覧できるんですが、中期目標で10年後の緑の目標が農地、生産緑地の面積で40haという目標ということになっているんですが、この経過を見ると5年間で5、6ha減っているので、なかなか難しいのかなと。当然増やしていかなければいけないという中なんですけど、ちょっと

現実的な施策というか、方針を立てながら進めていったほうがいいんじゃないかなというような感想を持ったんですが、そこら辺の見解、ご意見をいただければと思うんですが。

事務局： ただいまお話ありましたように、江戸川区は平成25年4月に新しいみどりの基本計画を策定いたしました。こちらの中で、これまであまり政策的に表に出ていなかったみどりを守るといった部分で、農地を守っていききたいというような姿勢を示してきたところでございます。この計画の中でみどりの目標ということで、今後10年の中でみどりを減らさないためにということで、農地を、特に生産緑地につきましては現在の面積を、減らさないよう努力していきたくております。

こちらの具体策としましては、農地につきましてはやはり農業を営む方への支援と、またみどりとして守っていくという2方面からの施策が必要だと考えており、農業振興としましては、ただいま産業振興課のほうで進めておりますが、農業ボランティアによる支援や、生産ができなくなった農地をほかの方と受委託して農業を継続してもらう施策、また農地を農業公園として新たに展開していく方策などを進めていこうと考えております。

以上です。

会長： ほかに発言ございませんでしょうか。

(発言者なし)

会長： なければお諮りいたします。諮問第1号、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長： 異議なしと認めます。

では、続いて諮問第2号、お願いいたします。

事務局： それでは、諮問第2号、東京都市計画公園 江戸川第2・2・67号 南小岩五丁目公園の変更についてでございます。これは江戸川区決定でございます。資料の2が本件の議案書でございます。

縦覧期間でございますが、平成25年11月1日から11月15日までの2週間行いまして、縦覧者はございませんでした。意見書の提出もございませんでした。

では、スクリーンのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、都市計画公園及び緑地の現状を表で示してございます。都市計画公園といたしましては広域公園、それから都市基幹公園、住区基幹公園があります。今回の案件であります南小岩五丁目公園ですけれども、この住区基幹公園の中の街区公園に当たります。こちらは既に都市計画決定をしてございます南小岩五丁目公園、こちらに面積を一部追加するという変更でございます。

表で示しております数字でございますが、今回変更する公園を加えた数字でございまして、街区公園は全部で67カ所、面積は18.54haでございます。公園・緑地の合計は87カ所、1,169.79haでございます。

では、南小岩五丁目公園についてご説明してまいります。

計画地は区の北部に位置いたしまして、西側を新中川、南側を千葉街道に囲まれた住宅地域の中でございます。ちょうど小岩消防署南小岩出張所の北側に位置していません。

画面の緑色の部分が本公園でございますけれども、昭和58年から区立公園として開園をしております。平成22年に面積0.18haを都市計画決定をしたところでございます。今回、本公園の北東側に隣接する雑種地、現在家屋等は解体済みの空き地となつてございます。画面上は赤色に着色した部分でございます。面積が0.02ha、こちらの面積を買収いたしまして公園の拡充を図るというものでございます。拡張後の公園の全体面積が0.2haとなります。写真は北側から見た状況でございます。ちょうど赤い点線で囲まれた部分が追加をする箇所でございます。

それから、本公園でございますが、この図面のとおり奥行きが長くてかぎ形でございます。やや閉鎖的な形態でございました。今回の公園の拡充によりまして、北側に25m四方の広場状ができます。また、あわせて出入口が1カ所増えるということになりまして、今後はこれと合わせて4方向からの利用が可能となります。これによりまして利便性が増すとともに閉鎖された閉鎖性が改善されまして、この公園の安全性、防犯性の向上が期待できるものでございます。

上の写真は、今回追加する敷地を東側の道路から見た状況でございます。下の写真の奥側、ネットフェンスの向こう側が既存の現在の都市計画公園でございます。

次に、この公園の西側から見た写真でございます。

続いて、こちらが今回の公園の計画図（案）でございます。以上の既存部分の面積0.18haに加えまして、今回0.02haを新たに追加いたしまして全体面積0.2haを都市計画公園とするものでございます。この画面上では緑色の線で囲った部分が今回追加をする公園の区域となります。

以上が諮問第2号でございます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

会長： それでは、諮問第2号につきまして、ご質問、ご意見がありますらばどうぞ発言願います。発言ございませんでしょうか。

（発言者なし）

会長： なければ、お諮りいたします。諮問第2号、ご異議ございませんでしょうか。（「異議なし」との声あり）

会長： 異議なしと認めます。  
議案は以上ですね。

事務局： はい。

会長： ほかに何かございましょうか。

事務局： ご審議のほど、どうもありがとうございました。次回の審議会の日程をご案内させていただきたいと思っております。

次回、第2回でございますけれども、来年、平成26年1月9日、15時からこちらの会場にて予定してございます。次回の案件でございますが、江戸川5丁目地区地区計画の決定及び関連する用途地域等の変更でございます。新年、年始早々ということで大変恐縮でございます。この日程でございますが、用途地域の変更が東京都決定ということございまして、東京都都市計画審議会にも諮るということで、東京都の日程上申しわけございませんが、この日程とさせていただくことになりました。大変恐縮でございますが、どうぞご予定のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

会 長 : それでは、以上をもちまして審議会を終了いたします。本日はどうもご苦労さまでした。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 人 見 哲 爲

署名委員 金 井 敏 行

署名委員 川 瀬 泰 徳